税務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和元年１０月４日（金）　午後１時３０分～午後２時１０分
２　会　場　愛知県自治センター４Ｆ　大会議室
３　当番市　知立市
４　出席者　県…総務局総務部市町村課　税政グループ　主任主査　福井　武志
　　市…名古屋市　財政局税務部税制課長　石川　勇治　始め３７名
　　市長会事務局…行政係長　福井　久美子　始め３名
５　内　容（１）開　会　市長会事務局　財政係長　園田　一樹
　　（２）あいさつ　愛知県総務局総務部市町村課　税政グループ
　　主任主査　福井　武志
　　（３）議長選出　知立市総務部税務課長　篠原　源晴
　　（４）議題　別紙参照
　　（５）次年度当番市　尾張旭市
　　（６）閉　会　市長会事務局　財政係長　園田　一樹

議　　題

●議事の進め方
・提案市より趣旨説明
・議長にて取りまとめ状況の説明
・各市より回答について補足説明
・回答に対する質問等
・提案市より確認事項

議題１　固定資産税の減免について

（半田市趣旨説明）
災害による固定資産税の減免について、半田市では、「当該災害後に到来するすべての納期に係る納付額」を減免すると規定しており、到来する納期に係る納付額が納付されている場合は、担税力の観点から減免を行ってなかった。
本年５月、倉庫火災によりマンションが類焼し、複数戸が被災する事案が発生したが、被災された方の一人が固定資産税を全納していたため減免とならず、納付状況によって減免の取り扱いが異なることは公平性に欠けると問題となった。今後、災害による固定資産税の減免については、運用を見直し、一部又は全部納付されている場合でも減免とするよう規則改正等を考えている。

●（１）の回答の取りまとめ
「一部又は全部が納付されていても減免する」；２３市
「未納の場合は減免する」；１１市
「その他」；４市

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から質問等　なし

●（２）の回答の取りまとめ
「条例・規則」；１３市
「要綱・要領等」；７市
「その他」；３市
「特に規定していない」；１５市

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から質問等　なし

●（３）の回答の取りまとめ
「同じ」；２６市
「異なる」；１２市
「異なる」という回答の市についても考え方はさまざま

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から質問等　なし

●（４）の回答の取りまとめ
「同じ」；２４市
「異なる」；１４市
「異なる」という回答の市について、災害と生活困窮等での取り扱　いが異なる場合などがある。

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から
　固定資産税については減免の取扱いを見直すことを考えていたが、他の税目については整理ができていない。年度末までに規定の改正をしたいと考えているため、他市の状況を参考とする中で個別に伺うことがあるかもしれないが、よろしくお願いしたい。

議題２　市県民税の減免について
（知立市趣旨説明）
市県民税の減免で特に生活困窮に伴う減免について伺いたい。市民税は前年の所得等に基づいて課税される観点から、課税した時点ですでに失職し、収入がないという事態がある。この場合、生活困窮という判断基準に収入の減少状況や本人の預貯金、雇用保険の需給状況、家族の収入など、どこまで確認するか難しい現状である。知立市も過去には規則で定めた所得の半減や雇用保険の受給などを理由に所得金額のみで生活困窮と判断し減免をしていたが、最近は、それと併せて個々に聞き取りを行い、総合的な判断で減免の決定をしている。このような現状の中で、公平性があるかどうかなどを含め市民税の減免について見直しを図りたいと思い、議題とさせていただいた。

●（１）の回答のまとめ
「申請者本人の所得のみで判断している」；３０市
「生計同一者の所得も勘案する」；８市

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から
　各市の状況を伺い、減免の判断基準については正直迷っている。減免審査の容易さからすれば、生活困窮等の状況を本人の所得金額のみで判断できることがよいと思うが、所得が減少しただけをもって、生活困窮者として判断してよいものかという意見もあり、各市からいただいた回答や今回の協議の内容も踏まえ、あらためて内部で検討したい。今後も個別にお尋ねするところがあるかもしれないが、よろしくお願いしたい。

●（２）の回答のまとめ
減免の取消を行った事例がないと回答いただいているところもあるが、基本的には生活困窮等で基準を満たさないことが発覚した場合は、減免の取消の措置を行うというところが３８市中３０市と多かった。
知立市は後追い調査をおこなっていなかったが、実務提要で「本人に瑕疵がない限り、減免の取り消しを行うことは望ましくない」といった内容があり、これに沿って事務を行っていた。

●回答の補足　なし

●各市の回答に対する質問　なし

●提案市から
　これまで減免の取消など行った事例はなく、減免後の所得調査等も実施していない現状だが、後日調査に基づいて取消を行っている市も多かったことを踏まえて、生活困窮の判断基準の見直しと併せて、減免者の後日調査なども考えていきたい。

以上で議題（１）、（２）ついて協議は終了させていただく。

議題３ その他　名古屋市さんから、東海都市税務協議会について報告
（名古屋市　石川税制課長）

東海都市税務協議会の概要
　全国都市税務協議会（全国市長会）の構成組織
　東海４県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）で構成
　主な活動として、総務省に対し税制改正に関する要望
　愛知県の幹事、及び東海都市税務協議会の代表幹事　名古屋市が事務局を担当
要望内容
　４月下旬　　各市に照会
　７月 31 日　東海４県幹事会議開催（津市）、要望事項決定
　８月 20 日　名古屋市、静岡市で総務省に対し要望活動

要望に対する総務省のコメント
　要望事項１　　：総務省としても取り組んでいかなければならないと考えている。
　　所得課税については、個人、法人ともに交付税措置によって最終的には地方へ戻るという指摘あり。
　要望事項２（11）：総務省としても昨年検討したが、事業主の事務負担、市町村の徴収確保の観点の両方に満足がいくような案を示すことができなかった。
　要望事項５（１）：地方で徴収する際に、減免について、地方の判断で行うことは困難ではないか。
　今年度の税制改正について：ゴルフ場利用税については、オリンピック前の最後の税制改正という点で、改正について更に強い要望が出てくると想定しているが、総務省としては制度を堅持していきたい。

東海都市税務協議会幹事の選任について
　「会則第５条第２項　・・・当該政令指定都市の会員以外の会員のうちからさらに幹事を選任することができる」ことから、令和２年度から２年の任

期でお願いできる市があるか。
　ないようなので、名古屋市のみでさせていただく。

議題終了